

議案第 16 号

和解について

次のとおり和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

1 和解の相手方

東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

2 和解の内容

- (1) 相手方は、市に対し損害賠償金として 3,936 万円を支払う。
- (2) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、市が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (3) 本和解に定める金額に係る遅延損害金については、市は相手方に対して別途請求しない。

3 事件の概要

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、平成 23 年度から平成 27 年度までの間に市が放射能対策のために支出した経費に係る損害賠償請求のうち、相手方が応じないものについて、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案が提示された。

議 案 説 明

議案第 16 号 和解について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に係る損害賠償請求について、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解案に基づき和解するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めようとするものです。